

公告第 481 号

郡山市放課後児童クラブ条例（令和 4 年郡山市条例第 10 号）第 19 条の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

令和 8 年 3 月 24 日

郡山市長 椎根 健雄

第 1 施設の概要

No.	施設名称	所在地
1	開成小児童クラブ	郡山市開成三丁目 14 番 7 号 郡山市開成三丁目 14 番 10 号
2	小原田小児童クラブ	郡山市小原田四丁目 5 番 18 号
3	行健小児童クラブ	郡山市富久山町久保田字空谷地 23 番地の 1
4	柴宮小児童クラブ	郡山市安積町荒井字萬海 7 番地の 1
5	桑野小児童クラブ	郡山市亀田一丁目 36 番 17 号
6	安積第一小児童クラブ	郡山市安積荒井本町 125 番地
7	大槻小児童クラブ	郡山市大槻町字城ノ内 120 番地 郡山市大槻町字熊野木 34 番地の 2
8	永盛小児童クラブ	郡山市安積町日出山字新鋤 14 番地
9	赤木小児童クラブ	郡山市赤木町 7 番 41 号
10	小山田小児童クラブ	郡山市大槻町字六角 26 番地
11	桜小児童クラブ	郡山市字山崎 5 番地 郡山市菜根四丁目 81 番
12	明健小児童クラブ	郡山市富久山町八山田字大森新田 70 番地 郡山市八山田四丁目 37 番地の 2
13	金透小児童クラブ	郡山市堂前町 5 番 21 号
14	朝日が丘小児童クラブ	郡山市御前南四丁目 1 番地
15	守山小児童クラブ	郡山市田村町守山字三ノ丸 1 番地
16	安積第三小児童クラブ	郡山市安積町成田字北山崎 18 番地の 3
17	大島小児童クラブ	郡山市並木四丁目 10 番地
18	桃見台小児童クラブ	郡山市桃見台 12 番 3 号
19	日和田小児童クラブ	郡山市日和田町字日向 19 番地
20	富田東小児童クラブ	郡山市富田町字天神林 36 番地 郡山市富田町字天神林 40 番地の 1
21	喜久田小児童クラブ	郡山市喜久田町堀之内字上馬面 3 番地

No.	施設名称	所在地
22	芳賀小児童クラブ	郡山市芳賀二丁目 20 番 17 号
23	行徳小児童クラブ	郡山市富久山町久保田字三御堂 143 番地の 1 郡山市富久山町久保田字前田 104 番地の 1
24	橘小児童クラブ	郡山市堤下町 4 番 4 号
25	安積第二小児童クラブ	郡山市三穂田町川田字柿ノ木 55 番地
26	行健第二小児童クラブ	郡山市富久山町八山田字八津 11 番地の 2 郡山市八山田三丁目 173 番地 郡山市八山田五丁目 433 番地 郡山市八山田四丁目 37 番地の 2
27	薫小児童クラブ	郡山市鶴見坦二丁目 19 番 7 号
28	高瀬小児童クラブ	郡山市田村町上行合字良耕地 22 番地の 3 郡山市田村町上行合字亀河内 264 番地の 5
29	芳山小児童クラブ	郡山市長者二丁目 8 番 24 号
30	東芳小児童クラブ	郡山市阿久津町字大閘 250 番地
31	多田野小児童クラブ	郡山市逢瀬町多田野字南大界 1 番地
32	片平小児童クラブ	郡山市片平町字小林 3 番地の 1
33	小泉小児童クラブ	郡山市富久山町北小泉字清水 50 番地
34	穂積小児童クラブ	郡山市三穂田町八幡字北山 1 番地の 1
35	緑ヶ丘第一小児童クラブ	郡山市緑ヶ丘東一丁目 20 番地の 1
36	富田西小児童クラブ	郡山市富田町字大十内 85 番地の 5
37	西田学園児童クラブ	郡山市西田町鬼生田字杉内 734 番 1 郡山市西田町三丁目字桜内 259 番地
38	富田小児童クラブ	郡山市町東三丁目 147 番地 郡山市富田町字町内 4 番地の 2
39	大成小児童クラブ	郡山市鳴神二丁目 55 番地
40	谷田川小児童クラブ	郡山市田村町谷田川字北表 21 番地
41	湖南小児童クラブ	郡山市湖南町三代字京塚 581 番地の 1
42	熱海小児童クラブ	郡山市熱海町高玉字樋口 170 番地
43	安子島小児童クラブ	郡山市熱海町安子島字桜畑 78 番地の 1
44	三和小児童クラブ	郡山市三穂田町富岡字柿ノ口 14 番地の 1
45	御代田小児童クラブ	郡山市田村町御代田字中林 8 番地
46	高倉小児童クラブ	郡山市日和田町高倉字舘腰 25 番地の 3
47	白岩小児童クラブ	郡山市白岩町字柿ノ口 1 番地の 1

第 2 指定管理者が行う管理の基準

1 基本方針

- (1) 設置目的を達成するために必要な事業を実施するとともに、利用者の確保に努めること。
- (2) 施設の公平な利用を確保すること。
- (3) 施設は、利用者の安全確保を第一とし、感染防止対策はもとより、良好な環境衛生及び正常な機能の維持を目的として、法令で定められた法定点検、保守点検及び日常点検を確実に実施し、市が点検結果の提示を求めたときは速やかに提示すること。

- (4) 施設の効用を最大限に発揮させるため、創意工夫のある計画的な事業を実施すること。
- (5) 利用者に不快感を与えることのないよう、親切かつ丁寧なサービスを提供すること。
- (6) 市、地域、関係機関及び他施設の指定管理者と密接に連携を図りながら、管理運営を行うとともに、地域活性化に寄与する取組を推進すること。
- (7) 利用者及び市等の意見を的確に捉え管理運営に反映し、利用者の満足度を高めること。
- (8) 関係法令を遵守し、適切な対応を図ること。
- (9) 郡山市公契約条例（平成 28 年郡山市条例第 64 号）第 5 条の事業者の責務に基づき、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の健全な発展に配慮し、できる限り市内の事業者を活用するよう努めること。
- (10) 業務上知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (11) 施設や事業の PR 以外の指定管理者の営利目的のチラシやポスター等を施設や施設のウェブサイトに掲載しないこと。

2 関係法令の遵守

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）ほか行政関連法令等
- (2) 郡山市放課後児童クラブの指定管理者募集要項・業務仕様書
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- (4) 放課後児童クラブ運営指針（令和 7 年 1 月 22 日付けこ成環第 16 号こども家庭庁育成局長通知）
- (5) 郡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年郡山市条例第 35 号）（以下「基準条例」という。）
- (6) 郡山市放課後児童クラブ条例（令和 4 年郡山市条例第 10 号。以下「条例」という。）
- (7) 郡山市放課後児童クラブ条例施行規則（令和 5 年郡山市規則第 8 号。以下「規則」という。）
- (8) 郡山市公契約条例（平成 28 年郡山市条例第 64 号）
- (9) 郡山市公契約条例施行規則（平成 29 年郡山市規則第 25 号）
- (10) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、育児・介護休業法（平成 3 年法律第 76 号）ほか労働関係法令等
- (11) 郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年郡山市条例第 31 号）
- (12) 郡山市情報公開条例（平成 13 年郡山市条例第 44 号）
- (13) 福島県暴力団排除条例（平成 23 年福島県条例第 51 号）、郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）ほか暴力団排除に関する法令等
- (14) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (15) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (16) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）
- (17) 郡山市指定管理者制度ガイドライン（令和 5 年 3 月）
- (18) その他施設の管理業務及び事業運營業務に関連する法令等

第3 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定を図る業務
- 2 児童の基本的生活習慣の確立及び自立に向けた援助を行う業務
- 3 遊びを通して、児童の自主性、社会性及び創造性を培う業務
- 4 児童が宿題、自習等の学習活動を自主的に行うことができる環境を整え、必要な援助を行う業務
- 5 児童の活動状況について家庭との日常的な連絡及び情報交換を行う業務
- 6 児童の発達段階を踏まえ、心身の状態等の状況を把握しながら、育成支援を行うこと。
- 7 障がいや支援を要する児童の受け入れにあたっては、適切な配慮及び環境整備を行うこと。
- 8 児童の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、事業の運営及び育成支援に当たること。
- 9 1 から8までに掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務

第4 指定管理者の指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

第5 指定管理者の指定を受けることができる団体の資格

法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであって、次の要件を満たす団体であること。複数の団体により構成されるグループの場合は、構成団体となる全ての団体が要件を満たすことが必要である。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- 3 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- 4 郡山市競争入札に係る有資格者指名停止等措置要綱（令和7年3月28日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- 5 法人税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 6 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから2年を経過しない者でないこと。
- 7 福島県暴力団排除条例及び郡山市暴力団排除条例に基づく排除措置対象法人等でないこと。
- 8 取締役、執行役その他これに準ずるべき者のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - (1) 破産者で復権を得ない者
 - (2) 指定管理者の指定を取り消された団体において、当該取消しの日前30日以内にその取締役、執行役その他これらに準ずべき者であった者で、指定管理者の募集の公告又は指名の日（以下「公告等の日」という。）において、当該取消しの日の翌日から起算して2年を経過しない者

- (3) 禁錮以上の刑に処された者で、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日の翌日から起算して、公告等の日において2年を経過しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
- 9 地方自治法第92条の2、第142条、第166条第2項及び第180条の5第6項の規定に抵触する団体(ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条の規定に該当する場合を除く。)でないこと。
- 10 郡山市放課後児童クラブ指定管理者選定審議会(以下「審議会」という。)の委員が経営又は運営に直接関与していないこと。

第6 指定管理者に支出する委託費の額に関する事項

郡山市放課後児童クラブの管理に係る経費については、指定管理料の額が次の基準価格以下となるように、申請の際の事業計画及び収支予算を作成すること。

1 基準価格

指定管理期間内の総額 4,026,461千円

2 非精算方式

指定管理料に不足額又は余剰金が生じた場合でも、原則、市がこれを補填し、又は余剰金を市に納入させる等の処理は行わないものとする。

ただし、指定管理者が、余剰金を指定管理料の圧縮につなげるため、次年度の収入として、繰り入れすることや、自主事業の財源に充当することができる。

なお、以下の項目については、毎年度、市との協議の上、額を決定し、提案を受けた額に加算することとする。

(1) 支援児童加配職員の人件費

(2) 放課後児童支援員のキャリアアップ処遇改善

3 非精算方式の例外

(1) 修繕費

修繕費については、指定管理者が支払った修繕実績額が、市が定めた修繕費予算額を下回る場合は、その差分について市へ返還するものとする。

なお、指定管理者の支出超過となった場合でも、市からの補填は行わない。

(2) 消費税及び地方消費税

放課後児童健全育成事業は、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条別表第1第7号に該当するものとして、消費税法基本通達6-7-5の第二種社会福祉事業ハに含まれているため、指定管理料(基準価格)にかかる消費税は非課税である。

なお、消費税及び地方消費税相当となる部分がある場合には、消費税の取扱いを所管の税務署へ確認の上、適正に消費税を算出した上で、収支予算書を作成すること。

(3) 施設・設備・事業に関する業務未実施

業務未実施又は業務を実施したものの、事前に市に提出された各種事業計画書との間で、実施内容に明らかな離があったと市が認めた場合は、業務に要する相当額を市へ返還しなければならない。

返還する金額については、申請書類等を基に指定管理者が積算し、市と協議すること。

なお、返還に当たり、改善勧告や業務停止命令、指定取消を行う場合がある。

(4) 提案事業の未実施

上記(3)と同様に取り扱う。

(5) その他業務の未実施

上記(3)と同様に取り扱う。

(6) 人員未配置

提出した人員配置計画書とのかい離があった場合は、未配置となった人員分について、相当額を市へ返還しなければならない。

返還する額については、申請書類等を基に積算し、市と協議すること。

ただし、未配置となった人員分を補うため、配置した既存の人員内で業務が適正に遂行されたと市が判断した場合は、この限りでない。

4 その他

指定管理料の額は、予算の範囲内で決定されるため、市との協議により、申請時に提出のあった価格を下回る場合があるものとする。

また、指定管理者から申請の際に提案された額を上限として、指定管理料の増額は一切行わない。ただし、リスク分担による場合を除くものとする。

第7 募集に関する情報

募集に関する情報については、郡山市ウェブサイトに掲載する。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/ppp/69054.html>

第8 参加意思表明書の受付

参加する意思のある事業者は、必要書類を添付の上、次のとおり、参加意思表明書を提出すること。

1 提出期間 令和8年3月24日(火)から令和8年4月24日(金)午後5時15分まで

ただし、持参による場合は、郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とする。

2 提出書類等

(1) 参加意思表明書

(2) 法人等概要書

(3) 放課後児童クラブ等の運営実績一覧

(4) 共同事業体構成書

(5) 共同事業体協定書兼委任状又はその写し

(6) 納税証明書又はその写し

(7) 定款又は寄附行為の写し(法人以外の団体は規約)

(8) 登記事項証明書(法人以外の団体は、氏名及び住所を記載した役員名簿)又はその写し

(9) 団体の組織について記載した書類

(10) 直近2年間の各営業年度の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、事業報告書等)

(11) 就業規則(休暇制度(育児介護休業規程を含む)、賃金規程(給与規程)、情報セキュリティ

ィに関する規程、個人情報の取扱に関する規程、ハラスメント防止に関する別規定がある場合にはそれを含む。また、非正規雇用などの雇用区分ごとに別規定がある場合にも同様とする)

(12) 申請日から3か月以内の印鑑証明書又はその写し

(13) その他市長が必要と認める書類

3 提出方法 持参又は電子メール（郵送又はファクシミリによる提出は不可とする。）

4 提出先 郡山市こども部こども総務企画課放課後児童サポート係（郡山市役所西庁舎3階）

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

電話 024-924-3801

メールアドレス kodomosoumu@city.koriyama.lg.jp

第9 申請の受付

参加資格確認を得た事業者は、必要書類を添付の上、次のとおり指定管理者指定申請書を提出すること。

1 申請期間 令和8年3月24日（火）から令和8年5月29日（金）午後5時15分まで
ただし、持参による場合は、市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とする。

2 申請書類等

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 提案概要書

(3) 事業計画書

ア 管理運営に係る提案書

イ 提案事業に係る事業計画書

ウ 指標に対する目標

エ 目的内自主事業に係る事業計画書

オ 目的外自主事業に係る事業計画書

カ 施設維持管理計画書

キ 人員配置計画書

ク 研修計画書

(4) 収支予算書

(5) 収支予算内訳書

(6) 外部委託業務予定書

(7) 暴力団排除に関する誓約書

(8) 収支予算書内訳書の積算（収入の内訳、人件費、事務費、管理費）が確認できる資料

(9) プレゼンテーション資料

(10) その他市長が必要と認める書類

3 申請方法 持参又は郵送（電子メール又はファクシミリによる提出は不可とする。）

郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録のいずれかによるものとし、申請期間内の消印のものを有効とする。

申請書類等は、郵便法（昭和22年法律第165号）で定める一般信書に該当し、メ

ール便や宅配便等での送付は、郵便法第4条に違反する可能性があるため、受け付けない。

- 4 申請先 郡山市こども部こども総務企画課放課後児童サポート係（郡山市役所西庁舎3階）
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
電話 024-924-3801

第10 指定管理者の選定の基準及び方法

- 1 郡山市事業者選定審議会条例（平成30年郡山市条例第7号）第1条第2項に基づき、指定管理者の候補者の選定を目的とした郡山市放課後児童クラブ指定管理者選定審議会（以下「審議会」という。）において、各委員が次の8の選定の基準項目について審議し、管理を委任するのに最適と認めた申請団体を、指定管理者の候補者として選定する。
- 2 審議の結果、次点となった団体については、次点候補者として選定する。
- 3 評価は、評点方式で行う。
- 4 他の申請団体がいない場合でも、最低制限基準に満たない場合は選定しない。
- 5 申請団体の評価が同点となった場合は、8の選定の基準（4）管理を安定して行う人的、物的能力その他の経営上の基盤の項目が高い申請団体を高順位者とする。
- 6 上記4の場合においても評価が同点であった場合は、審議会において、協議の上、高順位者を決定する。
- 7 審議会は、ヒアリング又はプレゼンテーションが必要な場合、申請団体に対して日程及び必要な事項を別途通知し、出席を求める。
- 8 選定の基準
 - (1) 市民の平等な利用の確保
 - ア 平等な利用の確保
 - イ 施設間のサービス内容の平準化
 - (2) 施設の効用の最大限の発揮（施設の設置目的の効果的達成）
 - ア 管理運営方針
 - (ア) 放課後児童クラブの運営に対する基本的な考え方（事業者の理念や方針、サービス向上への取組や事業をどのように見通しているか。）
 - (イ) 本市の管理運営方針への理解（児童健全育成の考え方が本市の実情に合致しているか。）
 - イ 放課後児童健全育成事業の事業運営
 - (ア) 仕様書内容の具体的な実施策
 - (イ) 児童の発達段階に応じた育成支援
 - (ウ) 障がいや支援を要する児童、児童の人権等への配慮
 - (エ) サービス向上を図る具体的な取組内容と方策
 - (オ) ニーズを反映させる取組方策
 - ウ 地域との連携
 - 地域との連携の具体的な取組内容
 - エ 保護者及び学校との連携

- (ア) 保護者が安心して預けられる取組内容や支援方策
- (イ) 学校との良好な関係作りや取組内容
- オ 効率的・効果的な事業運営の実施
 - ICT活用やデジタル化による利用児童及び保護者の利便性向上
- (3) 管理経費の縮減（実現可能な収支計画）
 - ア 指定管理料の積算
 - イ 価格の適正度
 - 収支計画書の適切な算出
 - ウ 市の負担経費の削減策
 - 省エネ及びごみ減量等に対する取組内容
- (4) 管理を安定して行う人的、物的能力その他の経営上の基盤
 - ア 人的能力
 - (ア) 安定的に管理運営できる体制の確保（放課後児童支援員等の勤務体制、勤務ローテーション等）
 - (イ) 放課後児童支援員等の人材確保の方策及びその確実性
 - (ウ) 不足人員が生じた場合のバックアップ体制
 - イ 物的能力
 - (ア) 運営母体の財務健全性・安全性（安定・継続的に管理運営可能な財務状況か。）
 - (イ) デジタル化等による事務局及び放課後児童支援員等の業務効率化及び事務負担軽減
 - ウ 運営実績
 - 放課後児童クラブ、児童館又は認定こども園（保育所、幼稚園等を含む。）の運営実績及び実績の規模（十分な運営実績を有し、安定的に運営できるか。）
 - エ 研修計画・指導体制・支援体制
 - (ア) 放課後児童支援員等に対する運営上の管理、監督及び指導体制
 - (イ) 放課後児童支援員等に対する相談、アドバイス及び支援体制
 - (ウ) 放課後児童支援員等に対する研修計画
 - オ 準備体制
 - 指定管理開始までの引継ぎに係る対応方針と引継ぎ体制
- (5) 適切な施設の維持管理（個人情報保護の措置を含む。）
 - ア 維持管理の内容・的確性・安全性
 - (ア) 施設の管理
 - (イ) 危機管理体制（事故等発生時の緊急対応と事前予防体制、災害発生時に備えた避難訓練や児童の安全確保体制、マニュアルの整備等）
 - イ 関係法令等の遵守
 - ウ 要望及び苦情等への対応
 - エ 個人情報の保護
 - 個人情報保護に関する方針及び取組内容（個人情報の管理、情報漏洩の防止策及び守秘義務の遵守）
- (6) 雇用及び地域経済への配慮
 - ア 雇用・労働条件への配慮

放課後児童支援員等の雇用形態及び待遇（キャリアアップ処遇改善を含む。）

イ 地域経済への配慮（地元採用・地元発注）

ウ 地域経済への配慮（経済波及効果の広範性）

(7) その他特に加点すべき提案等

ア 特に加点して評価すべき特性、提案等

イ 提案内容の具体性及び魅力並びに効果

9 審査上の選定の基準の考え方

(1) 上記8の(1)から(7)までの各選定基準の評価の点数は、おおむね次のとおりとする。

選定基準		配点
8	(1)	5点
	(2)	30点
	(3)	5点
	(4)	30点
	(5)	10点
	(6)	15点
	(7)	5点
合計		100点

(2) 最低制限基準として、全ての審議会委員の合計点数が配点表の合計の60%に満たない場合は失格とする。次点候補者においても、最低制限基準を満たす必要があるものとする。

第11 その他

1 申請に関して必要となる一切の費用は、申請団体の負担とする。

2 失格となる場合

(1) 申請資格を備えていない団体により申請されたとき。

(2) 申請書類に虚偽の内容が記載されているとき。

(3) 基準価格を超える指定管理料の提案がされているとき。

(4) 申請に際し不正又は不適切な行為を行ったとき。

(5) 審議会委員に審議会以外の場で接触した事実が認められたとき。

(6) 申請団体以外の団体がヒアリング又はプレゼンテーションに出席している事実が確認されたとき。

(7) その他、審議会での協議により不適切と認められたとき。